

# 神衣奉献の意義

竹内雅之

## 一 はじめに

本稿では、神宮の年中行事記における神衣祭の変遷を追いつながら、神に御衣を捧げるその祭りの意味に迫りたい。論述の中心は伊勢の神宮であるが、神宮と関りの深い三遠地方の神衣奉献の民俗も補足して考察したい。

論述の手順としては、まず神宮に残る年中行事記から神衣祭の次第を比較する。そして、時代的変遷を追いながら、一方で本質的には変わらない神衣祭の意義を考えたい。古代の年中行事記としては延暦二十三年（八〇四）撰進の『皇太神宮儀式帳』<sup>(2)</sup>の「年中行事并月記事」が挙げられる。また、延長五年（九二七）成立の延喜式卷四「大神宮式」<sup>(3)</sup>にも行事の断片が規定されている。両者を互いに補い合せ、古代の神宮神衣祭を多少なりとも復元し、中世・近世の神衣祭とともに比較検討したい。中世の年中行事記として

『皇太神宮年中行事』<sup>(4)</sup>（以下「建久年中行事」）、近世の年中行事記として元文四年（一七三九）の『皇大神宮年中行事當時勤行次第』<sup>(5)</sup>（以下「元文中行事」）を取り上げる。『建久年中行事』は井面忠伸が建久三年（一一九二）に編纂した年中行事記で、室町時代、藤波氏経（一四〇二〜一八七）により加筆され今日に至っている。『神道大系』所収のそれによれば、神衣祭に関して加筆部分は無い。したがって、鎌倉時代初期に記述された神衣祭の行事内容は、基本的にそのまま、室町時代中期まで一貫していたと考えられる。『元文中行事』は「近世の神宮祭祀を集大成したもの」<sup>(7)</sup>で、明治二十四年（一八九二）に孫福弘孚が『皇大神宮年中行事当時勤行次第私註』なる註釈を施している（以下「私註」）。この弘孚の「私註」も参考にする。

右のうち古代の『皇太神宮儀式帳』および「延喜伊勢大神宮式」は「神宮の規範定準」<sup>(8)</sup>とされているが、年中行事

記としてみると記述が断片的で祭りの全貌を捉えるには適切でない。したがって、まずは次節において中世および近世の神衣祭の式次第を比較しながら、その大まかな姿を提示する。

## 二 中近世の神衣祭

神衣祭の一連の行事は、内容として「櫛の辨備」「祭場鋪設」「神衣護送」「官司参宮」「大麻御塩湯」「送文」「玉串行事」「神衣奉献」「玉串奉奠」「東宝殿に奉納」「荒祭宮奉拝」「一殿で饗膳」等々である。本節では「櫛の辨備」から「玉串奉奠」まで神衣祭の前半部分を左表にまとめた。上下の各段には各年中行事記の記述の順番通りに式次第（あるいは行事）を並べた。

### 〔表〕

建久年中行事（皇太神宮年中行事）	元文中行事（皇大神宮年中行事）
<p>① 今日（四月十四日）内院の南面の蕃垣・玉串御門・四御門・三重の玉垣の櫛を差す。これは公侯氏の勤めである。また八重櫛を差す。その員数は百二十七で、これは山向内人の役目である。櫛を差すのは年中四箇度で、四・六・九・十二月の祭の時である。</p>	時勤行次第

② 午時、地祭物忌父が北御門・瑞垣御門を開き瑞垣・玉串・第四等の各御門に戸張を懸ける。

③ 神服・神麻績両機殿・神部・織子・人面等が神衣の唐櫃各々二合を持参。道中、祇承と検非違使が警護。河原殿西の祓所で祓と酒肴を受ける。

④ 官司が参宮。

① 神衣祭料として御門・垣・鳥居等に櫛を差し、また八重櫛を差替える。地祭物忌父が門々に幌を懸ける。

② 辰冠、神服織・神麻績が、両機殿で奉織した神衣を運送。官司が宮川で出迎え、禊を行う。御衣の唐櫃は、大小神部が携行。内宮に到る。

③ 官司が外宮神拝の後、内宮に参向。

④ 祭員装束は以下の通り。官司は東帯・禰宜は東帯に明衣木綿、政所は衣冠、玉串大内人は正内人が東帯・権内人が衣冠、三色物忌父は大物忌父一臈が東帯・自余が衣冠、荒祭宮内人・瀧祭宮内人・風日祈宮内人が各々衣冠、神服織大少神部・神麻績大少神部は各衣冠、等々。

⑤ 両機殿が調進する御衣唐櫃三合は、神部等が携えて川原祓所に参進。御巫内人が祓を修し、酒肴に預る。

⑥ 神部が川頭に莅み手水。

⑦ 御唐櫃を二鳥居の内、置道の北端に昇居え、神部がその西に列立し各南を向く。

⑧ 官司が一鳥居より参進し二鳥居の下で北面する。

⑨ 御塩大麻祓は御唐櫃、次に官司、次に神部等の順。

⑩ これより先、禰宜が中道を経て参列。

⑤ 神衣の唐櫃ほか両機殿・神部・人面・織子らが参進。

⑥ 例所で大麻塩湯の祓を受ける。

⑩ これより先、禰宜が中道を経て参列。

<p>⑦ 御唐櫃四合のうち二合は荒祭宮の御料。残り二合が到着したならば、御塩湯所の石畳沿いに昇居え奉る。</p> <p>⑧ 宮司と神主は左右に列立して答拜。両織殿の神部・人面・織子等が石橋を隔てて左右に列立。左が服方、右が麻績方である。</p>	<p>⑨ 両機殿の案主等が並んで各御衣の送文を持ち進向。物忌父の一人が行向い請取り、大物忌父の兄部に与える。</p> <p>⑩ 大物忌父が笏を差し送文を取り、一神主に奉る。その後、笏を抽いて一拝して本列に帰立。一神主が送文を披見の後、宮掌大内人を召す。一人が参り一神主の前に揖立つ。一神主が命じて云く「服麻績両機殿の大少神部織子等は職数に従い参っているか」などといえ、宮掌大内人はこの旨をもって祇承・檢非違使に伝え尋ねると、祇承・檢非違使は、職数に従い参候している由を申す。宮掌大内人は、また、この旨を一神</p>
<p>⑪ 参進の順序は、先ず禰宜、次に宮司、次に御唐櫃。</p> <p>⑫ 神部等玉串行事所に列立。禰宜は西上南面、宮司は東上南面、三色物忌父は禰宜の末に西を上とし南に昇居える。御唐櫃二合は置道の間中に各宮司の向い東上北面、山向内人は唐櫃の南に東を上として北に向う。荒祭宮・瀧祭宮・風日祈宮の各内人、物忌および祇承等は各神部の東に北に向う。</p> <p>⑬ 政所進み出て祇承に目す。祇承が進んで政所の前に立つ。政所が「大少の神部は参ったか」というと祇承が「おお」と警折して退く。</p> <p>⑭ 服織大神部が御唐櫃の前に進寄り、送文を取り出し、副物忌父がこれを受取る。麻績大神部の送文も同前。</p> <p>⑮ 一〇副物忌父が、二通の送文を大物忌父の一臈に渡す。一臈が受取り政所に進める。一禰宜が受取り披見する。二禰宜以下同じく披見の後、上に転ず。次に、政所に返し、政所がこれを持ち、御唐櫃の前に進寄る。大物忌父の一臈が同じく進寄り、共に御衣を点検し本列に復す。</p>	<p>⑯ 各参入し左右の石壺に着く。宮司は神主と中強である。宮司も、東をもって上となして着す。御唐櫃は八重櫛の東方に昇居える。三色物忌父の兄部等は西方の石壺に北をもって上となし東に向き着す。次に鑑取内人が着す。大物忌父の一人は束帯、その他は皆、衣冠である。</p> <p>⑰ 御唐櫃を八重櫛の鳥居の前の高案の際に昇居える。別宮内人・物忌等が参入。両機殿の神部が御玉串(服織神部は糸一約を裹み御玉串に懸け、麻績神部は尋常の御玉串である)を捧げ、参入。各々石壺に進む。御門軒下における御塩湯は祈年祭と同じである。</p> <p>⑱ 各著座。宮司、禰宜、玉串大内人は神主と中強である。宮司も、東をもって上となして着す。御唐櫃は八重櫛の東方に昇居える。三色物忌父の兄部等は西方の石壺に北をもって上となし東に向き着す。次に鑑取内人が着す。大物忌父の一人は束帯、その他は皆、衣冠である。</p> <p>⑲ 神服織大神部が御唐櫃の前に進み和妙御衣の筥を取り出し高案に居え奉りて退く。次に麻績大神部が御唐櫃の前に進み荒妙御衣の筥を取り出し高案に居え奉りて退く。</p> <p>⑳ 大物忌父の一臈が詔刀文を政所より取って、宮司に進めて、宮司が</p>

<p>主に申す。その後、大物忌父が一神主の前に進参して笏を差して立つ。時に一禰宜、彼の送文を返す。そこで、物忌父給いて笏を抜き一拝して本列に帰立。</p> <p>⑪ 玉串大内人・大物忌父は例所で列立。宮司が手水を用い、鬘木綿と着け、玉串行事を行うのは祈年祭と同じである。</p> <p>⑫ 内院に参る。前陣は神主・玉串大内人、次に宮司、次に御唐櫃で外物忌父等が衣冠を着け奉持する。石橋の南で御塩湯があり、内人が勤めるのはいつもと同じである。</p> <p>⑬ 御唐櫃を八重櫛の鳥居の前の高案の際に昇居える。別宮内人・物忌等が参入。両機殿の神部が御玉串(服織神部は糸一約を裹み御玉串に懸け、麻績神部は尋常の御玉串である)を捧げ、参入。各々石壺に進む。御門軒下における御塩湯は祈年祭と同じである。</p> <p>⑭ 各著座。宮司、禰宜、玉串大内人は神主と中強である。宮司も、東をもって上となして着す。御唐櫃は八重櫛の東方に昇居える。三色物忌父の兄部等は西方の石壺に北をもって上となし東に向き着す。次に鑑取内人が着す。大物忌父の一人は束帯、その他は皆、衣冠である。</p> <p>⑮ 神服織大神部が御唐櫃の前に進み和妙御衣の筥を取り出し高案に居え奉りて退く。次に麻績大神部が御唐櫃の前に進み荒妙御衣の筥を取り出し高案に居え奉りて退く。</p> <p>⑯ 大物忌父の一臈が詔刀文を政所より取って、宮司に進めて、宮司が</p>	<p>⑰ 御唐櫃を八重櫛の鳥居の前の高案の際に昇居える。別宮内人・物忌等が参入。両機殿の神部が御玉串(服織神部は糸一約を裹み御玉串に懸け、麻績神部は尋常の御玉串である)を捧げ、参入。各々石壺に進む。御門軒下における御塩湯は祈年祭と同じである。</p> <p>⑱ 各著座。宮司、禰宜、玉串大内人は神主と中強である。宮司も、東をもって上となして着す。御唐櫃は八重櫛の東方に昇居える。三色物忌父の兄部等は西方の石壺に北をもって上となし東に向き着す。次に鑑取内人が着す。大物忌父の一人は束帯、その他は皆、衣冠である。</p> <p>⑲ 神服織大神部が御唐櫃の前に進み和妙御衣の筥を取り出し高案に居え奉りて退く。次に麻績大神部が御唐櫃の前に進み荒妙御衣の筥を取り出し高案に居え奉りて退く。</p> <p>⑳ 大物忌父の一臈が詔刀文を政所より取って、宮司に進めて、宮司が</p>
<p>⑰ 御唐櫃を八重櫛の鳥居の前の高案の際に昇居える。別宮内人・物忌等が参入。両機殿の神部が御玉串(服織神部は糸一約を裹み御玉串に懸け、麻績神部は尋常の御玉串である)を捧げ、参入。各々石壺に進む。御門軒下における御塩湯は祈年祭と同じである。</p> <p>⑱ 各著座。宮司、禰宜、玉串大内人は神主と中強である。宮司も、東をもって上となして着す。御唐櫃は八重櫛の東方に昇居える。三色物忌父の兄部等は西方の石壺に北をもって上となし東に向き着す。次に鑑取内人が着す。大物忌父の一人は束帯、その他は皆、衣冠である。</p> <p>⑲ 神服織大神部が御唐櫃の前に進み和妙御衣の筥を取り出し高案に居え奉りて退く。次に麻績大神部が御唐櫃の前に進み荒妙御衣の筥を取り出し高案に居え奉りて退く。</p> <p>⑳ 大物忌父の一臈が詔刀文を政所より取って、宮司に進めて、宮司が</p>	<p>⑰ 御唐櫃を八重櫛の鳥居の前の高案の際に昇居える。別宮内人・物忌等が参入。両機殿の神部が御玉串(服織神部は糸一約を裹み御玉串に懸け、麻績神部は尋常の御玉串である)を捧げ、参入。各々石壺に進む。御門軒下における御塩湯は祈年祭と同じである。</p> <p>⑱ 各著座。宮司、禰宜、玉串大内人は神主と中強である。宮司も、東をもって上となして着す。御唐櫃は八重櫛の東方に昇居える。三色物忌父の兄部等は西方の石壺に北をもって上となし東に向き着す。次に鑑取内人が着す。大物忌父の一人は束帯、その他は皆、衣冠である。</p> <p>⑲ 神服織大神部が御唐櫃の前に進み和妙御衣の筥を取り出し高案に居え奉りて退く。次に麻績大神部が御唐櫃の前に進み荒妙御衣の筥を取り出し高案に居え奉りて退く。</p> <p>⑳ 大物忌父の一臈が詔刀文を政所より取って、宮司に進めて、宮司が</p>

前に置いて請取る。大物忌父が笏をこれを読進める次第は祈年祭と同じ抜いて一拝の後、本座に帰着。大宮である。司は座を立ち、八重櫛の前に進参して西方の石壺に跪いて詔刀を申す。

15 詔刀畢りて後宮司は本座に帰着し、置くところの御玉串を捧持たしむ。その後の玉串行事次第は祈年祭と同じである。

16 但し御衣の時、玉串大内人所帯の御櫛を玉串御門右方の石畳の上に奉った後、玉串御門の南に留まり南に向いて祇候。その時、第四御門の北方に祇候の両機殿の大少神部等所帯の御玉串、並に各々の方々の織子人面等の所帯の櫛を取聚めて、玉串御門へ持参し、玉串大内人の前に跪居する。そこで玉串大内人が、件の御玉串を請取り、玉串御門左右の脇にある石畳の上に奉る（服は左方、麻纒は右方）※但し、両大神部は所帯の玉串だけを持参。両少神部は所帯の御玉串の上に織子人面等が御櫛を取加え持参。服大神部は木綿に糸を裏んで所帯の櫛に懸ける。

21 宮司、禰宜、玉串大内人、三色物忌父が請け渡す太玉串を奉納。次第は祈年祭と同じである。

22 玉串大内人が所帯の太玉串を奉納の後、玉串御門の西柱の本で踞蹠し、南に向く。服織大神部が、御玉串を捧げ御門の前に進参。玉串大内人がこれを執り玉串御門に奉納。次に麻纒大神部が御玉串を奉納すること、上に同じ。

### 三 神衣祭の変遷

前節でまとめた表をみて、筆者が目立った違いとして注目するのは「神衣奉獻」「玉串奉奠」である。神衣奉獻の次第は中世においては表上段12、15、近世においては同下段

17、18、19である。17で八重櫛の鳥居の下に設営された高案の上には、19において御唐櫃から取出された和妙御衣の筥と荒妙御衣の筥が奉獻される。中世では確認できなかった案を使用することより、御衣を祭場において、視覚的に際立たせる効果がある。さらに大きな違いは玉串奉奠（表中16と22）である。本節では玉串奉奠の変遷を中心に論じた。

両大神部の玉串は、中世から近世にかけて同様に奉奠される。しかし、少神部以下の玉串奉奠が、中世から近世にかけてなくなっている。では、古代においてはどうかだろうか。「延喜伊勢大神宮式」神衣祭条によれば、四月・九月の神衣祭で、大神宮（内宮）に奉納される御料と式次第は左の通りである。

大神宮、和妙衣二十四疋、（八疋広一尺五寸、八疋広一尺二寸、八疋広一尺、並長四丈）、髻糸、頸玉、手玉、足玉緒、帛襪緒等糸各十六条、縫糸六十四条、（各長五尺）、長刀子一枚、短刀子、錐、針、鉾鋒各十六枚、著糸玉串二枚、韓櫃二合、（一合盛衣、一合盛金物）、筥一合、（盛糸并雜緒）、荒妙衣八十疋、（四十疋広一尺六寸、四十疋広一尺、並長四丈）、刀子、針各二十枚、韓櫃一合、（盛衣并刀子）、  
荒祭宮、和妙衣十二疋（中略）著糸玉串一枚、韓櫃

一合、

右、和妙衣者服部氏、荒妙衣者麻績氏、各自潔斎、始<sub>レ</sub>從<sub>二</sub>祭月一日<sub>一</sub>織造、至<sub>二</sub>十四日<sub>一</sub>供<sub>レ</sub>祭、其儀、大神宮司、禰宜、内人等率<sub>二</sub>服織女八人<sub>一</sub>、並著<sub>二</sub>明衣<sub>一</sub>、各執<sub>二</sub>玉串、陳<sub>二</sub>列御衣之後<sub>一</sub>入、大神宮司宣<sub>二</sub>祝詞<sub>一</sub>訖、共再拝兩段、短拍手兩段、膝退再拝兩段、短拍手兩段、一拝訖退出<sup>(10)</sup>

ここでは、大神宮御料のなかに糸を著けた玉串二枚が確認でき、大神宮司・禰宜・内人等・織女八人が玉串奉奠することになっている。また、「延喜伊勢大神宮式」不載条には、神宮以下諸宮社の禰宜・内人・物忌等の免調庸とともに、神服織・神麻績各五十人の免調が規定される。これら「延喜伊勢大神宮式」の二条を合せて考えると、神服織・神麻績を代表して織女八人（皇太神宮儀式帳四月例・十四日条では各八人、計十六人）が玉串を奉奠している。後述するが、糸を著けた玉串は、奉織者の代表が捧げる重要なものと考えられる。一方、皇太神宮儀式帳二月例・十二日条において、祈年祭の玉串は、大神宮司が二枝、禰宜が四枝、宇治大内人が八枝、各奉奠している。そして、これが古代から近世に至るまでの通例となっている。神衣祭の糸を著けた玉串二枚は、数から判断すると大神宮司が奉奠したと推察される。

抑も、九世紀の『兩宮儀式帳』、十世紀の『延喜式』においては大神部・少神部なる職掌はない。これらの職掌は、おそらく律令体制の弛緩に対応するため、大神宮司が新設したものと考えられる。以下にそれを考察する。「大神部」「少神部」の語が確認できるのは『大神宮諸雜事記』第二卷で、十一世紀半ばの記事が初見である。天喜五年（一〇五七）九月条には、神衣の式日闕怠なる事案が発生している。このとき、（麻績）大神部の重友、（麻績）少神部の兼友が、

可<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>御衣織<sub>一</sub>料乃御麻、乍<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>於秀延住宅<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>檢封<sub>一</sub>也<sup>(11)</sup>

と陳訴している。なお、秀延とは清原秀延のことで、歙方の御麻生園預であると、当該記事の冒頭で報告されている。実はこの前年、天喜四年（一〇五六）九月にも式日が違例し、神衣は十五日に進納されている。この年は、大風・大雨により度々、洪水が起きるなどして御衣の準備が滞ったらしい。この違例が原因であろう。同日、離宮院において祭主永輔と大司兼任が口論となり、二十一日、二人は上京し公家の上奏する。祭主は、

二機殿乃神部等、式日於違例志天、御衣供進之条、官司懈怠之由<sup>(12)</sup>

と具申した。右の祭主の言葉からは、いかなる事情がある

うとも、神衣供進の最高責任は宮司（大神宮司）にある、という暗黙の諒解が窺える。これは当時の神領行政に対する共通認識であり、伝統的な規範といつてもよい。その規範が祭祀に反映されていたとしても何の不思議もない。したがって、「延喜伊勢大神宮式」神衣祭条にみえる糸を著けた玉串二枚は、その数からばかりでなく、神領行政の最高責任者たる大神宮司が奉奠したと筆者は考えたい。

古代末において、両機殿に大少神部がおかれると、神衣祭の糸を著けた玉串は服部大神部により捧げられるようになったのではなからうか。断片的な史料しかないため、両機殿の奉織組織の実体は不明である。しかしながら改めて、『建久年中行事』神衣祭における玉串奉奠の次第を確認してみよう。表中<sup>16</sup>に対応する原文を右に掲げる。

但御衣之時、玉串大内人所<sup>レ</sup>帯御榊ヲ玉串御門ノ右方石畳ノ上ニ奉之後、件御門ノ南ニ留南ニ向祇候。其時四御門ノ北方ニ祇候ノ両機殿ノ大少神部等所<sup>レ</sup>帯ノ御玉串并各ノ方々ノ織子人面等ノ所<sup>レ</sup>帯ノ榊ヲ取聚テ彼御門エ持參テ玉串大内人ノ前ニ跪テ候（中略）※但両大神部者所<sup>レ</sup>帯ノ御玉串許ヲ持參、両少神部者所<sup>レ</sup>帯御玉串之上ニ織子人面等カ御榊ヲ取加持參也<sup>17</sup>

右は全体が但書きなのだが、そのなかに、さらに二番目の但書き（※）が入れ籠になっているのがわかる。この二番

目の但書きによると、両大神部が自分の玉串だけを、両少神部が自分の玉串の上に、所管の織子・人面の玉串を重ねて、それぞれ、玉串大内人の祇候する玉串御門の南まで持つてゆくのである。おそらく、両少神部は数十本の玉串を両手に抱えて持ち運んだのであろう。この二段階の玉串奉奠の方式は、そのまま両機殿組織の階層を表していると考えられる。

先に引用した『太神宮諸雑事記』は、古代末における両機殿の混乱を示していた。これは両機殿だけでなく、綻びを見せ始めた神領全体の問題でもあったろう。両機殿においては、大少神部を置き、これらに権限を委譲することにより、大神宮司が直接に多数の神部を統轄するのを止めたのではなからうか。古代の年中行事記において確認できなかった大少神部の玉串を、中世のそれに見ると、神領の変質を想像せざるをえないのである。さらに神衣祭は中世に杜絶し、元禄十二年（二六九九）に復活する。同年七月七日に外宮祠官黒瀬益弘が書き上げた『御衣祭記』には再興当時の神部の状況が、次のように簡潔に語られている。

今度御衣祭再興シテ執行神事ノ次第、大概年中行事ノ如シ、白木韓櫃四合（担夫八人、著<sup>三</sup>白丁<sup>一</sup>昇<sup>レ</sup>之、一禰宜沙汰）、服部二ハ禰宜ト称シ来ル者アリ、彼ヲ大神部・少神部トス、又麻績二ハ禰宜・祝部ナド、云伝

ル者モナケレバ、彼村ノ古キ者ヲ大神部・少神部トシ、  
四人衣冠ヲ著シ、玉串及著<sup>レ</sup>糸玉串ヲ持神事ニ従フナ  
リ<sup>(14)</sup>

右によれば、服部、麻績ともすでに神部の実体がなかった  
が、かつての両神部に生活する主立った四人を名目的に割  
当てたことがわかる。一方で糸を著けた玉串は、必須の御  
料みなされていることに注目したい。さらに中川経雅（一  
七四二―一八〇五）は、奉織者に関し、

今時は両機殿ともに織女を置く事絶えたれば、御衣織  
ることも形のみにて（中略）御衣織は女のわざなり。  
男のすべき事ならねど、其人無ければ、神部等わづか  
に其義を存すまでとなれり<sup>(15)</sup>

と形骸化した両機殿の状況を半ば歎いているようである。<sup>(16)</sup>  
ここでは、童女による奉織が正統である、という内宮祠官  
たる経雅の規範意識にも注目したい。果たせるかな益弘と  
経雅が指摘するように『元文中行事』には、織子・人面  
の姿はなく、奉織組織としては、両大少神部四人のみが奉  
仕し、玉串は両大神部二人が奉奠した。

#### 四 神衣祭の淵源

前節においては、古代から近世に至るまでの、奉仕者や  
行事内容の違いに注目した。しかしながら、全体としてみ

れば不変の部分が多い。これが祭りの伝統であり本質とい  
えよう。それでは、改めて前掲の表を、前から順にみてい  
こう。

『建久年中行事』によれば四月十四日、早朝（卯尅）に  
風日祈祭が、昼（午尅）に神衣祭が、それぞれ斎行される。  
風日祈祭には、神備備についての記述はない。続く神衣  
祭の冒頭においては、表中①のように、公侯氏と山向内  
人とが手分けをして、神を辨備している。特に、八重神の  
交換は年中四箇度、つまり孟夏・季秋の神衣祭と三節祭と  
の前に、限られている。当日の祭儀とは直接関係のない  
六・九・十二月の行事が記載されるのは年中行事記として  
は不徹底な感が否めないが、かえって神衣祭の重要性を認  
識させてくれる記述ともなっている。一方の『元文中行  
事』には、

同日為<sup>二</sup>神御衣祭之料、奉<sup>レ</sup>差<sup>二</sup>御神於御門垣鳥居等、  
又奉<sup>レ</sup>差<sup>二</sup>替八重神、地祭物忌父奉<sup>レ</sup>懸<sup>二</sup>御幌於門々、  
と簡潔に記述される。これに対し、孫福弘字は次のように  
私註している。

八重神ヲ差シ奉ルハ山向内人ノ役ナル事前ニイヘリ。  
御幌ハ地祭物忌父ノ挂ル事古年中行事記ニ見エタリ<sup>(18)</sup>

弘字の考えによれば、神衣祭が中絶したとはいえ、中世と  
近世では「神の辨備」「祭場鋪設」は違いないというこ

とになる。八重櫛に関しては『皇太神宮儀式帳』職掌条において、山向物忌が「取備供奉」り宇治大内人が「儲備供奉」ることになっている。古代から中世にかけて神宮組織が肥大化したため、職掌の変化があるのは当然であろう。しかしながら、古代においては物忌・大内人といった重職が辨備する程に重視された櫛が、神衣祭を前にして、新たに交換されるという伝統が近世で復活したのは事実である。これは神衣祭が神祇令に定められた常祀であり、神宮がその伝統を守ったからであろう。

ここでもう一度、奉納される御料を確認しておく。前節で掲げた「延喜伊勢大神宮式」神衣祭条において、和妙衣二十四疋・荒妙衣八十疋の数詞に着目する。領や腰ではなく、疋である。これは和妙、荒妙とも反物であるということを示している。神衣祭では、この他に、縫糸・刀子・鍬・針等の裁縫具も奉獻される。これらのうち和妙・荒妙の紡織を担ったのが「織子」「人面」である。藪田守良（一七八五―一八四〇）は、織子の淵源を古事記「須佐之男命の勝さび」の段に求めている。

天照大御神、坐忌服屋而、令織神御衣之時、穿其服屋之頂、逆剝天斑馬剝而、所墮入時。天服織女見驚而、於梭衝陰上而死<sup>(19)</sup>

当段に関連して「古く織女と云を、今織子と云」と指摘す<sup>(20)</sup>

る。次に人面であるが、西河原行忠（一二三六―一三〇五）が『伊勢二所太神宮神名秘書』において「以三女子一者号二織子一、以三男子一者称二人面二」と述べた説が、神宮においては定説となっている。これに対し守良は人面を人母と解釈し、「此織子を物忌に准ふれば、大小神部は物忌父の如く、人面は母良の如き職なり」と論じている。守良は明言していないが、『建久年中行事』九月十一日条を念頭においているのだろう。それは次の通りである。

同日、自朝迄二十七日夕二於御稻御倉二母良并織女一人所奉織也。於料糸二者正員禰宜所進也<sup>(23)</sup>

御機殿とも称される御稻御倉において、禰宜が神嘗祭に奉進する織御衣を、織女が母良の助けを借りながら奉織するのである。この条には、氏経が料糸の変更などを加筆しているが、織女と母良の奉仕は中世全般にわたり続いたものと考えられる。なお『元文中行事』においては母良のみの奉仕となっている。

さて、藪田守良が織子の説明で引用した古事記「須佐之男命の勝さび」の段と、同じ内容が『古語拾遺』にもある。これに関して、斎部広成は「蚕織之源、起於神代也」と断じている。神話によれば、蚕織の起原は天上にある。それでは神宮において蚕織の由来は、どのように捉えられているのだろうか。次に幕末・明治期の神宮学の泰斗、御巫

清直（一八二—一九四）の見解を紹介する。清直が編撰した「豊受大神寔録」<sup>(24)</sup>は「豊受大神の神曆景業を明か」<sup>(25)</sup>にするための著作である。それによると、諾冉二神の子たる倉稲魂命（日本書紀第五段一書第六）は豊受大神の一名という。また『古事記』において、岐美二神が迦具土神を生む直前に生んだ大宜津比売神も、その一名という。さらに伊邪那美神が神避る直前、その尿から生った和久産巢日神も、<sup>(26)</sup>その一名であると、清直は述べている。そして、古事記「須佐之男命の勝さび」の段と、対応する日本書紀第七段を勘案して、

稲穀及供御二障礙シ給フノミナラス、蚕馬ヲモ忌嫌シテ防害セシメムトシ、皇大神豊受ノ神徳ニ報謝セムト其神ノ御衣ヲ織ラシメラレシ時、逆剝ノ悪行ヲナシ、皇大神モ御体ヲ傷メテ天石窟ニ幽居マシマシ、コト<sup>(27)</sup>と述べている。また清直は「養蚕紙織の起源」において、

高天原の桑・蚕ハ、豊受大神の御霊によりて生り出始し桑・蚕なれハ、皇大神もその神恩に報ひて神御衣を織らしめ賜へり、まして養蚕紙織を業にして活計する人等は、上件の故実を忘れず<sup>(28)</sup>

とも述べている。五穀のみならず蚕桑の源も豊受大神にあり、この神恩に報いるため天照大御神が神衣を織ったというのである。また「養蚕紙織を業にして活計する人等」と

は神宮においては両機殿の神部に他ならない。古代においては織女、中世においては織子・人面が、それぞれ心中に天照大御神が親しく御衣を織られる姿を思い浮べ、その御手振を亀鑑として、日々紡織に励んだことであろう。

これら両神部の晴れ舞台となる神衣祭の祝詞に注目しよう。残念ながら『元文中行事』に神衣祭祝詞は記載されていないのだが、『建久年中行事』にはそれがある。表中では省略した『建久年中行事』記載の神衣祭祝詞を左に掲げる。

度会ノ宇治ノ五十鈴ノ河上ノ下津石根ニ大宮柱広敷立テ高天原ニ千木高知テ皇御麻命ノ称辞定奉天照坐皇太神ノ広前ニ恐ミ恐ミモ申給ク服織麻績ノ人等常モ仕奉ル和妙荒妙御衣ヲ平ク安ク聞食ト恐ミ恐ミモ申給ク幸いにも「延喜祝詞式」には四月・九月の神衣祭祝詞が収められているので、これを次に示す。

度会乃宇治五十鈴川上尔大宮柱太敷立天、高天原尔千木高知天、称辞竟奉留天照坐皇大神乃大前尔申久、服織・麻績乃人等乃常毛奉レ留和妙・荒妙乃織乃御衣乎進事乎、申給止申。荒祭宫尔毛斯如是申天進止宣。祢宜・内人称唯<sup>(29)</sup>

二篇の祝詞は、「申す形式」「宣る形式」<sup>(32)</sup>の違いこそあれ、内容は同じと見てよい。それは、『建久年中行事』に記載

された祝詞中の語句を用いると、「服織麻績ノ人等」が「和妙荒妙御衣」を奉る、ということである。祝詞は非常に単純である。しかし、この単純極らない祝詞が虚言とならぬよう、宮司が祝詞を奏上するまで（表中<sup>14</sup>と<sup>20</sup>）、慎重な手続きを踏んでいることに注意したい。神衣祭は三節祭と並ぶ重儀であるから、当然のごとく、奉仕者（あるいは奉織者）としての資格も厳しかったに違いない。『皇太神宮儀式帳』においては、各八人の織女が選抜され玉串奉奠している。古代における服織八人、麻績八人という定数こそないものの『建久年中行事』では表中<sup>10</sup>で一神主（二禰直）が、『元文中行事』では表中<sup>13</sup>で政所が、職数通りの神部が参集しているか、祇承等に声を掛けている。このように、その時々で事前に決った員数の神部を代表するのが両大神部である。両年中行事記では、神部の員数確認に前後して、神部方と神宮方で送文がやりとりされている。送文は神衣の員数を確認するための文書である。奉納される神衣と、奉納する大少神部等との、両方が揃って、はじめて、内院における一連の行事に移行できるのである。

神衣祭は中世の末葉に中絶し、近世において復興したとはいえ既に形骸化してしまった。しかしながら、式次第を仔細に検討すれば、奉織者が大御神の神恩を仰ぐという伝統にいささかの変わりもないことが判った。

## 五 神衣の奉獻

延暦二十三年（八〇四）撰進の『皇太神宮儀式帳』御調荷前供奉行事条によれば「赤引生糸」は五月三十日、神部の百姓が持参した清浄な御調の糸を大神宮司が卜食み、御調の御倉に納める。そして六月月次祭当日の朝を迎える。

以六月十七日朝時、從御調倉下弓弓、預度会多氣郡司、并調書生服長等、御前追持参入、大神宮供奉行事波、神服織神麻績御衣供奉行事止同

右によると月次祭の御料となる赤引の糸は度会多氣の両神郡から奉獻される。ここで注目すべきは、月次祭（三節祭）御料と対比させて神衣祭御料は神服織神麻績の両神部が奉獻したという部分である。糸や織物という奉納品は同じであつても料所と料所に関係する奉仕者が異なれば祭りの意味もまた異なる。また同「年中行事并月記事」九月例によれば、御調の御倉から奉下した「織御衣料糸拾貳絢」に対し、伊賀・尾張・三河・遠江の四箇国の神戸からあわせて「糸三絢」が供進される。三節祭は両神郡に加え諸国の神戸をも料所としたが、神衣祭はもともと両神部のみを料所としたのである<sup>(34)</sup>。こう考えると神衣祭を支える基盤は極めて不安定であつた。天長十年（八三三）選集の『令義解』において、孟夏・季秋の常祀である神衣祭は左のよ



織り)の日だといわれている(中略)伊勢の大神様が機織りする日だから女性たちは機を織ってはいけないという禁忌があった(中略)この日にはお裁縫をしてはいけない日だともいわれていた<sup>(40)</sup>

これらの二事例をみると、御巫清直が指摘したように、旧三河国の「養蚕紵織を業にして活計する人等」もまた両機殿の神部同様、紡織の神々の神恩を忘れていなかった。

## 六 まとめ

中世・近世の神宮の年中行事を中心に『皇太神宮儀式帳』『延喜式』などを合せて比較・検討しながら神衣祭の変遷と淵源について考察した。古代の神服部・神麻績両機殿の実体は明かではない。しかし、古代末の神領行政の行詰まりからか大少神部が置かれ、神部の代表として神衣祭に奉仕する姿が、中世の年中行事記に確認できた。一方で神衣祭が鎮座以来の伝統を持つであろうこともまた、年中行事記から窺えた。準備にあたり祭場の神を新たにすることとは、神衣祭が三節祭と並ぶ重儀であることを形の上で示している。その淵源は、御巫清直によれば、豊受大神の神徳から生じた蚕桑と、これに応える天照大御神の紡織の神業にある。二柱の神の神恩を蒙る神衣祭において、奉仕の主体となるのは、両神部、つまり両機殿に奉仕する部民で

ある。神恩を戴いた機殿の童女が、糸を紡ぎ機を織るのを、大人たちが助ける。両機殿では何世代も、そのような生活が繰り返されていた。かかる生活のなかで育まれた矜持と誠心の象徴が糸を著けた玉串ということになる。そしてかつての諸国の神戸である三遠地方では、おんぞ奉献の祭りが、その精神とともに生き残っている。

## 註

- (1) 古代においては神衣祭、中世においては神御衣祭と表記されることが多いが本稿では時代によらず神衣祭と表記する。
- (2) 本稿では「皇太神宮儀式帳」(『神宮編』一〈『神道大系』、神道大系編纂会、昭和五十四年三月二十六日)を参照した。
- (3) 本稿では「巻第四・神祇四・伊勢大神宮」(『延喜式』上集英社、二〇〇〇年五月二十四日)を参照した。
- (4) 本稿では「皇太神宮年中行事」(『神宮編』二一〈『神道大系』、神道大系編纂会、昭和五十五年二月二十六日)を参照した。
- (5) 「皇太神宮年中行事当時勤行次第」は「日本祭祀行事集成」四(平凡社、昭和四十六年四月十日)に収められているが、本稿では孫福弘字が私註を施した「皇太神宮年中行事当時勤行次第私註」(『神宮年中行事大成』前、河田貞次郎、昭和十三年六月十一日)を参照した。
- (6) 前掲の神道大系本「皇太神宮年中行事」には、校訂者の

検討により、氏経が増補した部分が線で囲まれている。本稿ではこれを利用した。

(7) 中西正幸『神宮祭祀の研究』、国書刊行会、平成十九年七月三十日、五頁。

(8) 『新校群書類従』一（内外書籍、昭和六年十二月三十日）、解題一頁。当該解題において阪本廣太郎は「皇太神宮儀式帳」が「延喜伊勢大神宮式」制定の資料となったと論じている。また阪本は神宮儀式課長時代、職員の仕事のため「大神宮式」を逐条講義している（『神宮祭祀概説』（『神宮教養叢書』）七、神宮司庁教導部、昭和四十年三月三十一日）、「著者略伝と本書成立の事情」五〜六頁。「私註」によると「御衣宮ヲ高案ニ居ル事古義ニアラズ。古年中行事ニハ辛櫃ノマ、東宝殿ニ納ル事見エタリ。是ハ再興之節料ナキ事故ニ、辛櫃ヲ新調ニ年々ナス事ヲイトヒテ破損ニ随ヒ修繕ス。仍テ運送ノミ。御内へハ入レザル事トセシヨリノ式ナリ」のように料物削減のため高案が用いられたという。

(9) 前掲「巻第四・神祇四・伊勢大神宮」、一九〇〜一九三頁。  
(10) 『大神宮諸難事記』（『神宮編』一）『神道大系』、神道大系編纂会、昭和五十四年三月二十六日、四四二頁。

(11) 同、四三九頁。

(12) 前掲「皇太神宮年中行事」、二八七頁。

(13) 「御衣祭祀」（『二宮叢典』中）『増補大神宮叢書』21、吉川弘文館、平成二十六年一月十日、三三〇〜三三一頁。  
(14) 『大神宮儀式解』後（『増補大神宮叢書』）6、吉川弘文館、平成十八年七月二十日、一六五頁。

(15) 中西正幸は「祝詞に奏上する数量と現物との喰違いは、

明治の御代まで是正されることはなかった」（前掲『神宮祭祀の研究』、二六頁）と指摘する。

(16) 前掲「皇太神宮年中行事当時勤行次第私註」、六五九頁。同。

(17) 『古事記』（岩波文庫、二〇〇一年三月五日、二二三頁）。

(18) 『神宮典略』中（『大神宮叢書』）、昭和八年四月二十五日、七七〇頁。

(19) 『伊勢二所太神宮神名秘書』（『神道大系』）論説編五・伊勢神道上、神道大系編纂会、平成五年七月三十日、二三八頁。

(20) 前掲『神宮典略』中、七七二頁。

(21) 前掲「皇太神宮年中行事」、三五七頁。

(22) 「豊受大神寔録」（『神宮神事考證』前）『大神宮叢書』、河田貞次郎、昭和十年十二月一日。

(23) 前掲「豊受大神寔録」解題、二頁。

(24) 日本書紀第五段・一書第二によれば稚産霊の神から蚕・桑・五穀が生じている。

(25) 同、三八三頁。

(26) 「御巫清直諸詞書集」（『神宮神事考證補遺』下）『増補大神宮叢書』11、吉川弘文館、平成二十三年十月二十日、九七五〜九七六頁。

(27) 和辻哲郎は『日本倫理思想史』上（岩波書店、昭和二十七年一月二十六日・第一刷発行、第四刷参照）第一篇・第二章「神話伝説における神の意義」において「祀られると共に自もまた祀る神」（同書六三頁）を最も崇敬される神として分類している。そして忌服屋における天照大神について「背後の不定の神を媒介する神として神聖」

(30) (同書六八頁)であるという。和辻は「神命の通路」という独自の表現を用いて神の意義を説いているが、この場合、祀られる神は重要視されない。また川出清彦は、神衣が外宮に奉られない理由について「天上の儀における神御衣は、新嘗と同様、その対象は御食神と考えられる。かつ、このことは、地上に天降、御鎮座後も、天上の儀のごとくであったとすれば」(『祭祀概説』、学生社、一九七八年五月十五日・初刷発行、三刷参照、二四〇頁)と論を展開している。両者の論は、どちらも勤勞・勤勉を善とする日本人の労働観と通底する。

(31) 前掲「皇太神宮年中行事」、二八六頁。

(32) 前掲『延喜式』上、四八八〜四九二頁。

(33) 武田祐吉の分類による(『神祇文学篇』(『国文学研究』、大岡山書店、昭和十二年一月二十八日。二九九〜三〇二頁)。武田は祝詞をさらに細かく「一、神主祝部に宣するもの」「二、親王諸王諸臣百官人に宣するもの」「三、神祇に奏するもの」「四、天皇に奏するもの」に分類している。『建久年中行事』所載の神衣祭祀詞は第三形式、「延喜祝詞式」所載のそれは第一形式となる。

(34) 日本書紀持統六年(六九二)閏五月丁未(十三日)条に「伊勢太神奏天皇曰。免伊勢国今年調役。然応輸其二神郡赤引糸參拾伍斤」とあるように赤引の糸はもともと両神郡のみから献上されていたと考えられる。

熊田亮介は「延喜伊勢大神宮式」服部等造二時神衣一機殿祭并雑用条の「糸一百紬」同麻績等機殿祭并雑用条「麻三十鬘」を神衣祭の料糸と考えている(『伊勢神宮神衣祭についての基礎的考察』(『新潟大学教育学部長岡分

校研究紀要』二五、昭和五十五年三月二十九日)、九二頁)。

(35) 羽田栄木(羽田野敬雄)「三河国蚕糸考」(『史料編』古代・中世・近世I(『稻武町史』)、稻武町、平成十年三月三十一日、七三〜七六頁)には赤引の糸・大頭糸に代表される三河国の養蚕製糸業の歴史の根柢が網羅されている。

(36) 『八名郡史』(愛知県八名郡役所、大正十五年四月三十日)、二一頁。

(37) 大村重由編「豊橋おんぞ祭」(松月堂、昭和五十三年十月十日)によれば神宮に奉献される「御衣とは、この御門(蕃垣御門、引用者註)の垂絹であるという。

(38) 「初生衣神社略記」(初生衣神社社務所)による。当略記には、境内の織殿で神目代夫婦が三河の赤引の糸を織り毎年神宮に奉献したことが記されている。

(39) 松下石人「三州奥郡風俗図説」、昭和十一年二月十五日、「補遺の部」四月十四日条。本書では「オゴケ」の意味は不明としているが、「麻小笥」のことで績麻を入れる器である。糸框は績んだ糸を巻き取る枠である。これら紡績の道具を床の間に供えることの意味は次のように考えられる。祭りの当日、人々は紡績の仕事に神に委ね、ひたすら神恩を蒙り、新たな力を得る。そして翌日からまた仕事に精を出す。紡績従事者にとって四月十四日は神恩を戴くための大切な忌み籠りの日であった。

(40) 『民俗資料編』(『稻武町史』)、稻武町、平成十一年一月三十一日、三七〜三八頁。

(徳島市・春日神社権禰宜)